

指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社福産建設（法人番号6380001011597）
業 者 の 住 所：福島県石川郡石川町大字双里字桜町20番地
2. 指名停止措置期間：令和7年2月6日から令和7年6月5日まで
（4か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
有資格者の専務取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁から談合罪で略式起訴された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内